

宮内庁書陵部所蔵九条家本『季御読経次第』・『諸社神宝等破損修理事勘文』

太田 克也

〔解題〕

『季御読経次第』〔九・三八〕

鎌倉時代写。卷子装一軸。全七紙。縦二九・七×横三五一・八センチメートル。界高、上端より三・五、二八・一。

本史料は季御読経の次第を記したものである。季御読経とは、春秋二季、宮中において『大般若経』を転読した行事で、国家の安寧を祈願した。その沿革や構成などの基礎的な事柄については、倉林正次「季御読経考」(『饗宴の研究』歳事・索引編、桜楓社、一九八七年、初出一九八〇年)に詳しい。同氏はまず季御読経の成立過程について、国史を中心に検討し、『大般若経』を読誦する行事が恒例の儀礼としての形態に定まるまでの過程を跡付けた。次いで行事の構成について、『江家次第』ほかの儀式書を用いて、行事の準備段階である定から四日間に及ぶ儀式の流れを詳細に記述している。

季御読経は、行事の日時や参加する僧を決める事前の定と、初日から結願日までの四日間に亘る当日の儀式から成っているが、本史料はそのうちの定のみの次第である。抹消や挿入、移動を示す符号が散見し、草稿の性格を色濃く残す。初日儀以降の記述を元来持っていたかどうかは

については、本史料の末尾にやや広い余白が残っていることを考えると、当初から定の部分だけを記していたと思しい。同様に季御読経の定の部分のみを書写した次第に、冷泉家時雨亭文庫蔵『季御読経僧名定』⁽¹⁾がある。同書は冷泉為久によって藤原定家筆と鑑定されたもので、前欠であるが長寛二年(一一六四)の春季御読経の定と僧名が記されている。同文庫には初日儀の次第のみを記す『季御読経初日』⁽³⁾もあり、やはり当初からそれぞれ独立した書物としてあったと考えてよいであろう。

内容・構成については、基本的な骨格は『江家次第』や『季御読経僧名定』と大きな差はないが、それらよりも詳細で具体的な記述を持っている。ここでは前掲倉林論文が『江家次第』に拠って整理した儀式の流れに、本史料の対応箇所を示し、いくつか記述を加えることによって、内容の紹介に代えることとしたい。(ゴチック体の記号と文章が前掲倉林論文からの引用。なお適宜省略した。)

(a) 上卿が仰せを奉じて陣に着く。大臣の障りのある時は、中納言曰上が宣旨により、これを行う。

「職事奉仰」以降。仰は職事が上卿の里亭に向いて伝える。「近代」は職事が内々に御読経当日の日次を尋ねて奏し定めるか、あるいは当日として定め申すべき日をあらかじめ尋ねておき、上卿に知らせるといふ。

(b) 上卿は弁に仰せて、陰陽寮をして日時を勘え申さしめる。つまり

発願・結願の日時を卜定させるのである。

「上卿召弁」以降。上卿は里亭において当巡の弁を史に問うてこれを召す。「近代」は職事が内々に当巡の弁を尋ねて招集する。または職事が里亭に来て弁の交名を問うという。弁が来ると上卿は客亭に出て勘事のことなどを仰す。この後、上卿は仗座に着き、日時勘文を奏させる。

(c) 次に上卿は弁に仰せて、例文・硯を進めしめる。史二人がこれを進める。例文は筥に入れ、史一人が上卿前に置く。(中略) また一人が硯を参議前に置く。硯のほかは続紙・続飯・板等を加え入れる。

「次以官人召弁」以降。内容は大体同じであるが、『江家次第』よりやや詳しく、注記の文章には一致するところがある。また『季御読経僧名定』とは次第本文及び注記の文章が概ね一致している。

(d) 上卿は旧定文を披き参議をしてこれを書かしめる。大弁がこれを書くが、不在の時は他の参議、あるいは弁官に書かしめる例もある。

「次上卿略見例文等」以降。『江家次第』よりも各人の動作の記述が詳細である。『季御読経僧名定』とは文章が一致していたり似ていたりする箇所もあるが、本史料の方が細かい動作への言及がある。

(e) 定められたと、日時勘文を副え、筥に入れて、殿上弁もしくは藏人に付して奏聞する。奏覧が終わると、これを返し込まれる。

「次上卿取出例文等」以降。勘文等は弁に付して内覧せしめてから奏聞する。『季御読経僧名定』とは文章に一致するところがある。

(f) 返し給わると、弁に下す。まず上卿が「宣旨これを給ふ」と仰せ、定文を弁に下し、弁はこれを受けて結ねる。次に上卿が「勘へ申すに依るべし」と仰せ、日時勘文を下し、弁はこれを同様に結ねる。次に史が筥文を撤する。

「上卿結日時」以降。上卿が結ねて筥の中に置き、それを弁に下して

結ねる。なお「弁仰云、依勘申し、」とあり、『江家次第』と異なっている。また結申ときの詞も載っている。

(g) 上卿は外記に仰せ、諸司・堂童子を催すべき由を仰す。(中略) 後日、史が僧名を書き、大臣家その他に奉る。(後略)

「上卿令官人召外記」以降。上卿や弁の発する詞まで記すなど、『江家次第』・『季御読経僧名定』よりは詳しくなっている。なお『季御読経僧名定』は最後に史が書き上げた僧名を付す。

内容については以上であるが、本文的には特に『季御読経僧名定』と一致する箇所が見られる。何らかの関連性を窺わせるが、それ以外に直接的な関係を示すものは見当たらない。儀式の骨格は頻繁に大幅な変更が加えられるようなものではなく、次第書も既存のものを各々が取捨選択しながら作成するものであるから、直接の関係にあるわけではないかもしれない。ただし定家は九条家に任えていたから、両書を作成するに当たり参照した素材が近いところにあった可能性はある。

成立については、年時を示す先例が引かれなこともあって、具体的な時期を特定できていない。ただ内容のところでも触れたように、本史料中には「近代」の例に言及する箇所があるので、季御読経の催行の史的变化を追っていけば、ある程度絞り込むことは可能であるかもしれない。本稿ではそこまで調査できていないので、後考を俟ちたい。

『諸社神宝等破損修理事勘文』〔九・一四二〕

鎌倉時代写。卷子装一軸。全七紙。縦三〇・八×横三六九・八センチメートル。界高、上端より四・〇、二九・〇。

本史料は、文永十年(一二七三)に石清水八幡宮の御剣の袋と鞘が破損した際、その先例を小槻有家が勘申したものである。石清水八幡宮は

応神天皇・比咩大神・神功皇后を祭神とし、朝廷の信仰が篤かったことで知られる。その歴史や関係史料については『石清水八幡宮史』や『石清水八幡宮史料叢書』のほか、『大日本古文書 家わけ 石清水文書』などがある。小槻有家は官務家小槻氏隆職流の壬生家の人であり、建長四年（一二五二）左大史に任ぜられて官務となった。この勘申が行われた文永十年には、壬生家と大宮家との間で起きた所領相論が終結するに当たり、同家の文書・所領の単独相続を定めた「小槻有家置文」（『壬生家文書』三九号）を残しており、壬生・大宮両家の分立を示すものと評価されている⁴。

この一件については、関連史料が『石清水八幡宮史』史料第一輯（一三七～一四四頁）に集められ、「史料稿本」（文永十年八月二十六日・十一月二十六日・十二月二十五日条）でも簡便に参照できる。今それらによって概略を示すと、次のようである。この年八月十五日の放生会とともに、三所御前の御剣の袋に鼠が巣を作って食い破っているのが発見された。そのうち中御前の御剣は、袋の破損に加えて鞘の一部が折れて落下していた。よって八幡宮はこのことを注進し、朝廷では先例を勘申せしめ、修復につき協議することとなった。その結果、御剣の袋は作り改められたものの、鞘については御剣が神宝かどうか不審であるとして、そのままにされたという。

従来知られていた史料では、諸道に先例を勘申させたことや清原良季が勘文を提出したらしいことなどがわかっていたが、その他の勘申者や勘申の中身については明らかでなかった。本史料は、一部を欠くものの、小槻有家による勘申があったこと、その具体的な内容が判明する。また先例として引かれた出来事の中には、関連する史料を他に見出すことのできないものもあり、そうした点でも史料の価値を有している。

以下、順を追って内容について見ておきたい。（『石清水八幡宮史』史

料第一輯に他史料が見える場合は「『宮史』頁数（主要史料名）」を注記した。）

まず「御剣袋鼠喰損之例」、すなわち石清水八幡宮の御剣の袋が鼠に食い破られた先例として

・承元三年（一二〇九）…『宮史』一三五頁（『宮寺縁事抄』怪異并不浄等事）
・貞応元年（一二二二）…『宮史』一三六頁（『宮寺縁事抄』怪異并不浄等事）
「八幡宮寺縁事抄」

・文応元年（一二六〇）…『宮史』一四六頁（『師守記』所引勘申）

の三つが挙げられている。承元三年の例は東御前の璽と御剣の袋が破損したもので、このときは袋が新たに作られて進上されている。貞応元年の例は中御前・東御前双方の御剣の袋と三所御前の龍鬚筵が破損したもので、御剣の袋については調進すべきことが命じられている。文応元年の例は御剣袋と御几帳の帽額がそれぞれ破損したもので、修補がなされたかどうかはわからないという。現状は承元三年の例から始まっているが、前欠であることからそれ以前の例も載っていた。ただし先例が多数あることから最近の例に限ると断っているので、前欠部分の分量はそう多くないとみられる。

これに続けて、鼠が巣を造った例として

・豊受大神宮 久安二年（一一四六）

・平野神社 嘉応二年（一一七〇）

の二つが挙げられている。豊受大神宮の例は、外宮域内別宮の高宮（多賀宮）の御帳を鼠が破損して巣を造ったものであり、これは関連する他史料を確認できていない。平野神社の例は、第二神殿の御壁代に鼠が巣を造って破損したものであり、それぞれ祈謝したという。前年嘉応元年には皇太后宮平滋子（建春門院）が行啓して神宝や調度を奉獻しており、それが破損したものと考えられる。

次に「鞘令折給准抛例」、すなわち鞘の破損の准抛すべき例が、八幡宮と他社とに分けて挙げられている。まず八幡宮の先例として

・石清水八幡宮 大治二年(一一二七)・『宮史』七一〜九一頁(『石清水八幡宮記録』当宮聖筥事^{大治}『中右記』)

・石清水八幡宮 大治三年・『宮史』九一〜一〇九頁(『中右記』『石清水八幡宮記録』当宮聖筥事^{大治}『石清水八幡宮記録』^{宮寺注進三所御劍袋錦文等事}『長秋記』『永昌記』)

・宇佐八幡宮 建暦元年(一一二一)

がある。石清水八幡宮の例は聖の筥が鼠に壊されたもので、大治二年の際には修補せずに終わったが、大治三年に再び大破したため、新たに筥を作りそこに破損した筥を収めた。このとき筥を直接修理しなかったのは、霊物は動かし難いからであるという。宇佐八幡宮の例は二之御殿の御験である薦枕が鼠によって破損したもので、本来は六年に一度行われる行幸会の際に修補するものだが、それまでまだ間があるので、修理を求めたものである。なお宇佐八幡宮の例については関連する他史料を確認できていない。

続けて他社の例として

・伊勢神宮 保安二年(一一二一)

・伊勢神宮 元暦元年(一一八四)

・伊勢神宮 正治二年(一一〇〇)

・平野神社 嘉応二年(前出)

・稲荷大社 正治元年

のものが挙げられている。伊勢神宮の保安二年の例は、遷宮(外宮か)のときに調進された梓の比礼が落ちてしまったもので、修復されたかはわかっていないとする。元暦元年の例は、承安元年(一一七一)の内宮遷宮の時に調進された鳴尾琴が、二十年に一度の造替の前に壊れてし

まったため修理を求めたもので、修復するよう指示があった。正治二年の例は内宮別宮である伊雑宮の弓が折れてしまったもので、祈謝すべき由を指示している。平野神社の例は前出のものであるが、そこよりもやや詳しく記されている。第二神殿の鼠による被害のほかに、第一神殿の金物なども破損したというもので、神殿と神宝に関しては先例に従って調進させている。稲荷大社の例は、御神体である鏡の筥の蓋が御輿から落下して壊れたもので、祈謝せしめたという。なお伊勢神宮保安二年の例と稲荷大社の例以外は他史料を確認できていない。

そして以上の例を挙げた後に、保延六年(一一四〇)に石清水八幡宮が火災したときに御劍以下多くの神宝を調進し直したとして、今回の御劍の鞘がそのときのものであるか、八幡宮に尋ねるべきとしている。また寛治二年(一一〇八)に、大隅正八幡宮の神輿と神王面の破損を大宰府に修造させようとしたが、その際八幡側が神王面は往古の霊物であると称して造替するか否かが決せられず、八幡側に子細を尋ねたことを述べる。今回の件でも、朝廷側では御劍が神宝であるかどうか問題になっていたようで、その点が勘申の中心であったのだろう。

ところで、ここに挙げられた石清水八幡宮の先例を他史料と比較してみると、同文関係にある箇所がしばしばみられる。例えば

・大治二年八月、彼宮言上云、中御前聖御筥破^損月十五日卯時所見付也者、

大治二年八月廿六日^未宮寺言上之、中御前聖筥破損、今月十五日^壬卯時所見付之者、(『石清水八幡宮記録』当宮聖筥事^{大治}『宮史』七

一頁)^(十五日)
・同三年八月、宮寺重言上云、聖御筥及大^(破者カ)

大治三年八月宮寺重言上云、聖御筥及大破者、(『石清水八幡宮記録』当宮聖筥事^{大治}『宮史』九一頁)

などがそれに当たる。どのような関係性にあるのかは明確でないが、一方が他方を直接引いているというより、破損に際し注進が行われるから、双方とも同じものに基づいたことによるのであるうか。

〔註〕

- (1) 冷泉家時雨亭叢書五十三『朝儀諸次第 二』(朝日新聞社、一九九九年)所収。
- (2) このとき史が書き上げた僧名を写した『季御読経僧名』が冷泉家時雨亭叢書五十五『朝儀諸次第 四』(朝日新聞社、二〇〇四年)に収められている。
- (3) 注2書所収。国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本『季御読経次第』[H・六〇〇・一三八二]はこれを写したものである。なお冷泉家時雨亭文庫において「朝儀諸次第」として整理されている典籍を江戸時代に転写したものが高松宮家伝来禁裏本に存することは、石田実洋「冷泉家時雨亭文庫所蔵『朝儀諸次第』と高松宮家伝来禁裏本」(『書陵部紀要』五十三、二〇〇二年)参照。
- (4) 遠藤珠紀「官務」・「家」・「局務」の成立」(『中世朝廷の官司制度』、吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇二年)参照。
- (5) 『兵範記』嘉応元年三月二十六日条。目録も書き留められているが、本史料の欠損を補える情報はない。
- (6) 『大日本史料』第三編之二十七、保安二年十一月一日条参照。なお本史料は未収。
- (7) 『壬生家文書』二五一九号「諸社怪異勘例案」(『諸社勘例古文書』[五一二・二〇一]所収)。
一、諸社例

正治元
建久十年二月三日、大原野・春日・平
祭以次第て可令勲行之由被
(中略)

同四月十日、稻荷社怪異事、被下折
なお『大日本史料』第四編之六、正治元年四月十日条にも引かれる。

〔付記〕ご所蔵者からは原本閲覧の便宜をお取りはかり頂き、翻刻のご許可を賜った。ここに記して謝意を表す。本史料のマイクロフィルムからのスクリーン画像は、史料編纂所データベースよりインターネット公開されている。

〔翻 刻〕

〔凡例〕

・翻刻の要領は通行に倣ったが、特記事項は以下の通りである。
・底本の体裁については、これを改めた箇所がある。空行・余白・傍書の位置は必ずしも反映させなかった。
・各紙の変わり目に「(第1紙)」のように紙数を表示した。

『季御読経次第』

〔新補表紙外題〕

〔季御読経次第〕

〔旧表紙外題〕

〔季御読経次第〕

季御読経次第

職事奉仰、々上卿、

向里亭仰之、大臣有障(者大)納言奉之、(西宮記云、中納言已、依宣旨行之)

近代職事内々相尋日次、奏定之、

或又同尋問可定申之日、令告知上卿、

上卿召弁、仰定日并可催設陰陽寮及文書之由、

先於里亭召史問當巡之弁、即仰史令召弁、

近代職事内々尋問當巡申事由、催之

近代職事來問之次、弁夾名、

弁來、上卿出客亭仰之、弁仰官、々々令催設候

陰陽寮并綱所例文等、

召外記仰可催參議之由、

上卿着仗座、與テ上直

次移外座、以扇直履、

次仰官人令置軾之次、仰可召弁之由、

此間參議着橫敷、

次行事弁參軾、地下弁取笏、御物忌之時、雖殿上弁又取笏

上卿仰曰、季御詭經日時勘申七弁退

於床子座仰史、々召取陰陽寮献弁、

次持參日時勘文、不入筥、免願、結願等日時也

上卿披見了置座前、置笏見之、如常

○弁退歸、

次以官人召弁、仰例文可進之由、弁退

次六位史二人持例文・硯等、置上卿・參議前、

一人持例文。進上卿前退、筥置入筥、年々定文、名僧帳、諸寺解文、外任并死去勘文等、興福、延曆等整

義者注文、近例、去年僧名上押紙、書今年可請定之僧名、或別書之入筥

一人持硯置置。宰相座前退。□□紙・統飯・統紙入硯下方

次上卿略見例文等、了正笏目參議、板等云々、入統紙、統飯、板等云々、統飯并板入硯上

執筆第二參議者隨上卿掃、直居昇第一座、

第三人以下揖着香上、上賜參議非其限、大弁者取向本座退下着香、他者不然

揖進立第一人座下、揖着之、揖候、若無參議者、令弁

書之、依上卿命、令直着第一參議座書之、雖殿上如參議弁持笏、其作法如參議

上卿重目、參議置笏、置座下、引寄硯、取統紙、卷取懸紙、置統

紙於硯筥外前方、更卷返懸紙、如元置硯下

方、取統紙縹持卷返之、如元筥外下方、取墨見

其首、摺之染筆、如元置筆台、或先摺墨即染筆置之、次卷

取副統紙於笏、或不取伺上卿氣色、

上卿揖許、

參議置笏取紙染筆、

上卿披旧定文讀之、先說云、僧綱、參議書之、任次、說之如此、但或云、大弁宰相書之時、上卿皆說之、自余授僧名

令書之、惣一百人、僧綱三會已講、七大寺中東大・興福及延曆寺

各八人、次第一人、七大寺外東西・定心院有次第一人、自余諸

寺隨僧綱多少經奏聞出入、百僧外威、從各一人、大威儀師在

請僧中、又次第僧在此中座次見式、近例端兩三行、次見式与奪日本儲取替之、或給土代於參議令書之

參議献定文於上卿、

參議書卷返之、不加懸紙、若有余紙者放之、入硯下方、置前押硯筥於

座下方、取副定文於笏、伺上卿氣色、或不伺之、直進

上卿取笏揖許、

參議揖參進、左足踏弘筵、右足踏疊緣、於上卿前揖、或不置

笏於奧方、取廻定文卷之、參議復座揖

右廻復座揖、

上卿置笏披見定文、有書誤之時、返給押改之、此間候上卿前、

上卿見了之後、抹消スル力、有誤者、返給令

次上卿見定文、改直之云々、置筥奧方、入定文・日時勘文

等、以官人召弁、

(第1紙)

(第2紙)

弁參軾、

置 上卿付日時・僧名於弁令内覽、弁内覽了帰進進

上卿前、

次招職事奏聞、行事弁為職事者、便付之奏聞、或為殿上弁者、又付之云々、

即又返給、

上卿結日時、引懸紙二倍押折、置

弁仰云、依勘申レ、

上卿微音称唯、如元卷之、置筥内、

又結僧名、

弁仰云、令廻請、

上卿微唯、卷文取加日時下弁、々於軾結之、

当レ季御読経ノ日時、当レ季

当レ季御読経ノ僧名、

近代結申詞云、日時、兩字許也、次結申詞云、

僧名、

上卿仰々詞、各如右、

弁称唯退於床子座下史、

次上卿取例文返納筥、

次上卿返入例文等於筥、一以官人仰史參テ可撤

○筥之由、或參議令撤之、

史參進跪小庭、兩日宜陽殿壇上、

上卿目、

史称唯着軾、賜例文筥退帰、至于參議

座後、次例文筥重硯上取之退入、

參議為第二以下人者、此後復本座、

(以下九行間ミテ抹消之)
奏請奏、

(第3紙)

弁持參之覽上卿、其期不定、在職事意、

上卿披見了付弁令奏、戰事仰云、申給、

弁奏聞返下、

上卿結之、

弁仰云、マウシケ、或官旨ノタウヘ、

上卿微音称唯卷之下弁、々結之、

上卿仰詞如右、

弁退着床子座下史、

上卿令官人召外記、

外記跪小庭、

上卿仰云、召来ム日可被始行季御

読経、可令催諸司・堂童子者、

外記称唯退、

奏請奏、

弁持參之覽上卿、其期不定、在職事意、

上卿見了以職事奏之、為殿上弁、便付之奏聞、

上卿披見之付職事令奏、弁仰云、申給、

奏聞返下、

上卿結申之、

弁仰云、マウシケ、或官旨ノタウヘ、

上卿微唯卷文返下弁、以職事奏之、更召行事下之、

行事弁結申之、

上卿仰詞如右如職事、

弁微唯卷文退下、

上卿退出、一上不合撤軾、已以令撤之、

(第4紙)

(第5紙)

○—參議退出、

○—後日行事史書僧名奏所々、

○—大臣家、立紙、

○—行奉上卿、

○—左右大弁、

○—行事弁、

○—大夫史、已上小樂子、入宮各持參之、留僧名返給宮、

(以下余白)

『諸社神宝等破損修理事勘文』

(外題)
「官勘例八幡宮」

(前欠)

兼任先例調進御劍袋者、

承元三年八月十五日、同宮寺言上云、(石清水八幡)為遂□(折)

御行、任例開内殿御戸、奉移御劍□□(殿之九)

処、東御前璽・御劍袋為鼠被喰損云□□

殿預等所注申也、又板敷上有直鼠云々者、

同月廿一日、宣旨云、令勘例者、

同九月日、被行軒廊御下、

同月廿二日、宣旨云、注申神事違例□□(折)

謝御慎、兼又於御袋者、任例新令調進者、

同十二月十二日、被勘次第日時、

調始日時、

今月十二日、壬申、時酉二點、

奉遣日時、

十七日、丁丑、時午二點、

同日以左中弁平親輔朝臣為□□使被

遣八幡宮寺、

同月十七日、被調獻御劍袋、

勅使權中納言藤原隆衡卿、

貞応元年八月十六日、同宮寺言上云、為□□

放生会、昨日寅時、御殿司等參入□(内之)殿□□

御戸、欲奉移璽御箱於外殿之処、中□(東)殿□□

所御劍袋并三所御座龍鬚筵等、為鼠被□(喉之)破

破之由、申之者、

同九月一日、宣旨云、令勘例者、

同二年正月廿四日、被行軒廊御下、

同五月十日、宣旨云、仰宮寺、且注進神事

違例、且祈請惟所口舌病事、兼又御劍□□(袋)

任先例早令改調者、

文応元年八月十六日、同宮寺言上云、十五日□□(寅)

一點、任例御殿司等參入内殿、奉伺御璽之函□□

御前御劍袋并御几帳帽額為鼠被喰損者、

同九月一日、宣旨云、勘例令行御下者、

此後沙汰之趣不分明歟、

右、於御劍袋鼠喰損之例者、先規多存之間、

只所載近例也、造菓事相任准抛例、久安二

年九月、豐受大神宮別当高宮御帳□□(宮)

鼠喰損造菓者、又嘉応二年五月、平野社第

二神殿左方金蓋中野鼠引入、御壁□(代之)紐三筋

造菓、同壁代喰損者、各被行御下之後□□(折九)

(第6紙)

(第1紙)

(第2紙)

謝、宣旨之次第別無子細歟、

一、鞘令折給准拋例

当宮

大治二年八月、彼宮言上云、中御前璽御宮破〔損今〕

月十五日卯時所見付也者、

同九月四日、宣旨云、下知本宮可令注申〔箇〕

根元并相准神宝破損例者、

同十月二日、有仗議、可修補否事、

同月十二日、被行御下、

同十四日、被立奉幣使、

同十一月九日、宣旨云、下知本所令注申神

事不信違例、且軼読仁王經可祈請者、

同三年八月〔十五〕、宮寺重言上云、璽御宮及大〔破者力〕

同十月九日、被立奉幣使、

〔天治四年八月十五日〕、明年放生会之時、造新宮可奉〔納力〕旧宮之〔申力〕

申之云々、

同四年二月廿二日、宣旨云、以緒結本宮可令〔入〕

新造宮者、

同九月七日、被立奉幣使、

同九月七日、被立奉幣使、

同五年五月十五日、被勘可被造彼御宮日時、〔來廿日辛酉〕

同八月六日、被奉獻新造宮、

件破損宮不及修補、以旧損宮被納新造宮、依

難動靈物歟、

宇佐宮

建曆元年二月、八幡宇佐宮神官等奏狀云、大菩薩〔垂〕

〔第3紙〕

跡当宮之後、令安置薦御驗、且令勤神事致朝

家御祈請、且令行六ヶ年一度行幸会所奉調

換御驗并神宝物等也、是皆依御託宣之旨、任

宣下之狀、所勘申也、依之今春御祭任例式日奠

令勤行、令女官參入全大殿、擬令奉出于外殿〔令力〕

居御座之処、二御殿御驗表裏錦絹等、為鼠奉破

損之由、依女官告祠官等、驚以奉拜見之処、所〔令力〕

損壞也、但心薦者見在御床茵上也、仍神官等僉

議云、於当祭者三所御殿内一所雖不令御坐、暫

留、式日不退之祭礼奉出自余一三兩所御驗、而

可遂行神事云々、任僉議之旨遂行祭礼事已

畢、件御驗相待六ヶ年一度行幸会、可奉裏

換歟、其期者明後年西歲也、其程二殿之御驗

不令御坐、而雖勤連日神事者、以新錦絹等奉

裏本薦可奉奠祭歟、來五月会神事、既〔東力〕

御驗不令御坐者、不能奉荷空神輿歟云々者、

同四月十九日、宣旨云、令勘例者、

同廿七日、宣旨云、令官寮卜申者、

同五月三日、被行軒廊御下、

同月十二日、宣旨云、下知彼宮且注進神事違

例穢氣不淨、且祈請公家御業事并口舌

災事、兼又於御驗破損者、年限以前奉改〔令力〕

錦尊祭本薦者、

他社

伊勢太神宮

保安二年十一月、祭主大中臣親定卿言上云、御遷宮

〔第4紙〕

之時所被調進神財內、梓二管・弓二張・楯二枚、御

戸左右脇外為旧例所立也、而今月廿日奉幣使

參宮之次拜見之處、件御梓比礼已所放落

被行御下之後、仰本所可令注進神事違例

不淨之由、同年十二月廿九日被下 宣旨、但件

比礼被調進之趣不分明、

元曆元年十月、祭主大中臣親俊卿言上、大神

禰宜等注進云、鴟尾琴者廿年一度造替、御遷宮之

時被調進之後、年中三度御祭之時、令

第神事之例也、而承安元年御遷宮以後、御

十余年之間、自然所破損歟者、被行御下

且注進神事違例穢氣不淨、且祈請公家御葉

天下病事、兼又任例可加修復之由、

十二月八日被下 宣旨、

正治二年正月、祭主大中臣能隆卿言上云、去年

十二月十七日御祭夜、任先例本宮并諸別宮

官幣等各請預之後、同廿五日戌時許、地祭內人

真次參着本宮申云、去十七日任例請預官幣

令納酒殿之刻、伊雜宮御弓折損之由、依見付

以麻所卷也、召問酒殿出納之處、折損之由先

全不拜見之旨所申也、於御祭者先任式日勤行

畢、至于御弓者依有事忌不供進之由、大內

人貞常所申上也者、被行御下之後、宜仰本

宮任占卜趣可令祈謝之由、同年閏二月二日

被下宣旨、

平野社

(第5紙)

嘉應二年五月、彼社司注進云、第一神殿御

座金物一破損、第二神殿左方金蓋中野

入御壁代紐三筋造巢、同壁代喰損、又金

放落、御線一基蓋折放者、被行御下也、

注進神事違例不淨不信、且祈謝公家

天下及恆所口舌病事等、但於御殿并神室

損者、任先例宜令調進之由、同年八月廿三日被下宣旨、

稻荷社

正治元年四月、彼社司言上云、去月廿六日御興

迎日、五所御輿之內、四大神御輿奉昇出之間、御

体御鏡篋蓋自御輿之裏落破畢者、被

御下之後、宜早被祈謝、兼且可注進神事違

不信不淨之由、同月十日被下 宣旨、

右准抛例所見如斯、抑石清水宮保延回祿之

於三所璽御篋・御劍者、奉取出之上、當遷宮之

御劍以下神室御裝束等多被調獻之、今所令

之鞘、是璽御劍事歟、粹之濫觴委可被尋

宮寺哉、且寬治正八幡宮神輿并神王面令

黷之時、損失神室物、宜仰大宰府令修造之、

雖被下官符、於神王面形一枚者、依称往古

靈物、難測造否之旨、帰先仰清円八幡權別當、相

尋子細可經言上之由、被仰下歟、

以前兩条、依仰注進如件、

八月廿三日、未時、左大史小槻有家 請文

(第6紙)

(第7紙)